

公布された規則のあらまし

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 39 号）

- 1 学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。